

## 秦野市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱

(令和6年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車ヘルメットを購入する市民に対して補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「自転車ヘルメット」とは、新品又は未使用の状態かつ製造会社の保証期間内にあるもので、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証機関が認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして本市が認めたもの

2 この要綱において「事業協力店」とは、市内において自転車ヘルメットを販売する事業者のうち、第7条の規定により事業協力店の登録を申し込み、本市に登録されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 自転車ヘルメットの購入日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 自転車ヘルメットを自ら着用する者で継続して着用の意思があること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 納期の到来している市税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、自転車ヘルメット1個の購入金額(消費税及び地方消費税を含み、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)又は2,000円のいずれか低い額とする。ただし、他の補助制度を併用して購入する場合は、その額を減じた額を購入金額とする。

(補助金の請求及び受領の委任)

第5条 補助対象者は、事業協力店に補助金の請求及び受領を委任し、事業協力店は、自転車ヘルメット販売時にあらかじめ販売金額から補助金の額を差し引くものとする。

(補助券の使用範囲)

第6条 補助対象者は、事業協力店において自転車ヘルメットを購入する際に、自転車ヘルメット購入費補助券(兼申請書)(第1号様式。以下「補助券」という。)を使用するものとする。ただし、補助券の使用は、1回の使用を限度とする。

(事業協力店の登録)

第7条 事業協力店の登録を希望する事業者は、自転車ヘルメット購入費補助金事業協力店登録申込書(第2号様式)を本市に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容を審査し、登録する。

(事業協力店の責務)

第8条 事業協力店は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 自転車ヘルメットの購入において、補助券の受取を拒まないこと。
- (2) 補助券の売買を行わないこと。
- (3) その他この要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を申請する事業協力店は、秦野市補助金交付規則第4条で規定する補助金交付申請書に、次の各号の書類を添付するものとする。

- (1) 自転車ヘルメット購入費補助金自転車ヘルメット販売報告書(第3号様式)
- (2) 自転車ヘルメットの販売において受け取った補助券

(交付の決定の取消し)

第10条 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条に規定する額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に反したとき。

- (2) 第6条に規定する書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 前2号のほか、虚偽の申請（事業協力店に対する虚偽の申請を含む。）  
その他不正な手段により補助を受けたとき。

2 事業協力店が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条又は前条に規定する書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 前号のほか、虚偽の申請その他不正な手段により補助を受けたとき。  
（補助金の返還）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 補助対象者及び事業協力店の責めに帰すことができないとき。
- (2) その他市長が特にやむを得ない理由があると認めるとき。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

2 令和9年3月31日までに補助金の交付決定を受け、かつ、その交付を受けていない者に限り、この要綱は、なおその効力を有する。